

平成22年8月20日

沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会
会長（沖縄県知事） 仲井眞 弘多 殿

内閣官房沖縄連絡室長
（内閣官房副長官）
瀧野 欣彌

「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」
に対する回答内容について（回答）

貴協議会におかれましては、常日頃から、国の行政の円滑な実施や防衛施設の安定的な運用の確保に関し、多大なる御尽力を賜り、深甚より感謝申し上げます。

さて、「基地から派生する諸問題の解決促進に関する要請」につきましては、関係府省におけるこれまでの取組及び今後の対応について回答を差し上げたところですが、去る7月20日の貴協議会からの照会を受け、今般、別添のとおり、当該取組及び今後の対応に係る具体的な内容等について取りまとめましたので回答いたします。

今後とも引き続き、御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

添付書類：別紙

2. 日米地位協定の抜本的な見直し

- ② 最新（2010年版）の日本環境管理基準（JEGS）及びその内容についての日本語の資料を提供していただきたい。また、当該基準に関する在日米軍の対応状況について資料等で回答いただきたい。

- 1 平成12年9月の「2+2」の環境原則に関する共同発表において、在日米軍は、日米の関連法令のうち、より厳しい基準を選択するとの基本的考えの下で作成され、その結果、一般的に、日本の関連法令上の基準を満たす、又は上回るものとなる日本環境管理基準（JEGS）に従って、環境保護及び安全のための取組を行う旨表明しており、これに基づき厳格な環境管理行動をとっていると承知しています。
- 2 日本環境管理基準の更新に際しては、環境分科委員会の下にある日本環境管理基準作業部会において、我が国の新たな環境法令の制定や環境法令の改正があった場合には、同内容をJEGSに反映させるべく米側に対して説明を行い、採用するように働きかけてきています。本年度は、環境原則に関する共同発表において表明された日本環境管理基準の2年ごとの更新の年にあたるため、政府としては、現在、環境分科委員会の枠組みを活用して、2010年版の作成のための作業の協力を行っています。
- 3 日本環境管理基準は、在日米軍が作成しているものであることから、その訳文等の日本語の資料を作成し、公表するか否かについては、今後、環境分科委員会等の場において、鋭意検討していきたいと考えています。
- 4 なお、日本環境管理基準の原文については、これまでも公開されており、例えば環境省図書館等で閲覧可能です。